

平成 22 年度税制改正の内容

平成 22 年 3 月 24 日、衆議院において平成 22 年度税制改正法案が可決・成立し、4 月 1 日から施行されました。子供手当の財源確保を目的として扶養控除の見直しが行われています。また、住宅取得等資金贈与の非課税枠を広げる一方で、小規模宅地等の特例や定期金に関する権利の評価、賃貸住宅の消費税還付の見直しが行われ、資産家にとっては節税方法が規制されることになり増税色の強い内容になりました。

1．扶養控除の見直し

16 歳未満（年少扶養親族）の扶養控除は廃止

16 歳～18 歳までの者に係る扶養控除は 63 万円から 38 万円に減額

19 歳～22 歳までの者に係る扶養控除は従来通り 63 万円

23 歳以上の扶養控除は従来通り

平成 23 年分以後の所得税について適用

2．非課税口座における少額上場株式等に係る配当、譲渡益の非課税

非課税口座開設年から 10 年以内に支払いを受けるべき配当等や譲渡による所得については、所得税及び住民税を課さない

非課税口座は、平成 24 年から平成 26 年までの各年に開設でき、その各年において取得した上場株式等の取得対価の額が 100 万円を超えない範囲のものをいう

3．みなし取得費の廃止

平成 13 年 9 月 30 日以前に取得した上場株式等の取得費の特例（みなし取得費）については、適用期限の平成 22 年 12 月 31 日をもって廃止

4．特定の居住用財産の買換え及び交換の特例

2 億円を譲渡対価の上限とした上で、2 年間延長（平成 23 年 12 月 31 日まで）

5．居住用財産の買換え等による譲渡損失の繰越控除等

適用期限を 2 年延長（平成 23 年 12 月 31 日まで）

6. 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等

適用期限を2年間延長（平成23年12月31日まで）

7. 特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度

平成22年4月1日以後に終了する事業年度から廃止

8. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

適用期限を2年間延長（平成24年3月31日まで）

9. 直系尊属からの住宅取得等資金贈与の非課税措置（現行500万円）

以下のように拡大する

平成22年中に贈与を受けた場合 1,500万円

平成23年中に贈与を受けた場合 1,000万円

受贈者は合計所得金額が2,000万円以下の者に限る

10. 住宅取得等資金の贈与等に係る相続時精算課税制度の特例

1,000万円の上乗せ部分は廃止し、親の年齢制限撤廃の特例のみ2年間延長（平成23年12月31日まで）

11. 小規模宅地等の課税価格の特例に関する改正

相続人等が事業又は居住を継続しない場合の200㎡まで50%減額は適用対象から除外

一の宅地等について共同相続があった場合には、取得者ごとに適用要件を判定
ビル用地の一部に特定居住用宅地等に該当する部分があったとしても、全体を
特定居住用宅地等とすることなく、部分ごとに按分して軽減割合を算定

特定居住用宅地等の対象は、一ヶ所に限定

平成22年4月1日以後の相続分から適用

12. 新築住宅に係る固定資産税の減額措置

2年間延長（平成24年3月31日まで）

13. 定期金に関する権利の相続税・贈与税の評価

給付事由が発生している定期金に関する権利

以下のうち、最も多い金額

解約返戻金相当額

一時金で受け取ることを選択できる場合には一時金相当額

予定利率等を基に算出した金額

平成22年4月1日～平成23年3月31日までに締結した契約

…同期間中の相続もしくは遺贈又は贈与による取得分から適用

それ以外の契約

…平成23年4月1日以後の相続若しくは遺贈又は贈与による取得分から適用

給付事由が発生していない定期金に関する権利

原則解約返戻金相当額

平成22年4月1日以後の相続若しくは遺贈又は贈与による取得分から適用

14. 相続税の障害者控除

控除額の算式上、70歳とあるものを85歳に変更。

平成22年4月1日以後の相続分から適用

15. 消費税還付の規制

課税事業者選択届出書を提出してから2年以内及び資本金1,000万円以上の新設法人で設立から2年の間に、調整対象固定資産を取得した場合には、3年間は課税事業者を継続しなければならず、かつ、その間簡易課税を選択することはできないこととする。

課税事業者選択届出書提出のケースは、平成22年4月1日以後に同届出書を提出した事業者の同日以後開始する課税期間から適用

新設法人の場合には、平成22年4月1日以後設立された法人について適用